

地区薬剤師会 御中

下記のとおり日本薬剤師会より通知がありました。関東信越厚生局東京事務所への届出に関する電子申請には登録が必要となります。当該システムの運用が開始されました件を貴地区会員薬局にご周知下さいますようお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/index_00002.html

写

日 薬 業 発 第 33 号
令 和 4 年 4 月 22 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について（第2報）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用が開始されることにつきましては、令和4年3月31日付け日薬業発第500号にてお知らせしたところですが、今般、令和4年4月20日より、本システムへのログインが可能となること示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について（第2報）
(令和4年4月18日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

(参考)

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 保険医療機関等の申請・届出について電子申請が可能となります

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/index_00002.html

事 務 連 絡
令和4年4月18日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について（第2報）

平素より、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について」（令和4年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、令和4年3月31日から「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用を開始し、保険医療機関等から地方厚生（支）局への申請・届出のうち、これまで書面による提出を必要としていたものの一部については、電子申請を行うことが可能となる旨お伝えしていたところです。

同事務連絡において、本システムへのログインが可能となる時期については、今後改めてお知らせすることとしていたところですが、今般、令和4年4月20日より、ログインが可能となりますので、別紙関係団体におかれては、ご了承くださいとともに、関係者に周知を図られますよう、お願い申し上げます。